

# 道路空間を活用した 「路上イベント等」 に関するガイドライン（案）



2025（令和7）年10月 川西市

# 目次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	路上イベント等の実施にあたって	2
3	道路占用許可の要件	4
(1)	占用目的	4
(2)	占用主体	4
(3)	占用場所	4
(4)	占用期間	5
(5)	占用物件の構造	5
(6)	許可条件	6
4	道路占用許可申請の流れ	10
(1)	予約	10
(2)	事前相談	10
(3)	後援名義申請の提出	11
(4)	道路占用許可申請書の提出	12
(5)	道路使用許可申請書の提出	13
(6)	路上イベント等の実施	13
(7)	路上イベント等の終了後	13
5	別図：対象路線	14

## 1 ガイドライン策定の目的

近年、地域のにぎわい創出のためのイベントやオープンカフェ（本ガイドラインにおいて「路上イベント等」という。）の場として、道路空間の活用への期待が全国的に高まっています。

まちづくりで大切なのは、何より「まちへの愛着」を育むことです。市民の皆様と力を合わせて、楽しい体験や思い出など、まちのにぎわいの記憶を未来へ繋げていく。そのための一つの手段として、道路の利活用に対する社会のニーズに応えていくことが、この街の魅力をさらに広げていくことに繋がると考えています。

そこで、道路空間を活用した路上イベント等といった地域活動の取り組みに対し、道路管理者として地域の活性化やにぎわい創出に寄与するため、弾力的な取り扱いで道路占用を許可する事を目的として令和元年9月に「道路空間の占用許可基準を定める要綱」を定めました。

以降、川西市中心市街地活性化協議会と連携・協力し、社会実験として道路空間の多様なあり方について取り組みを進め、その成果や課題点を踏まえ、このたび、本ガイドラインを策定しました。

なお、沿道及び周辺には、週末も営業している店舗や事務所があるとともに、居住している方もおられます。本ガイドラインは、適切な道路の管理が図られるよう道路管理上支障のない範囲において、まちのにぎわい創出を目的とした路上イベント等を実施するための具体的な基準や留意点を取りまとめたものです。



## 2 路上イベント等の実施にあたって

### (1) 道路の占用とは

道路に一定の工作物を設け、道路を継続して使用することは道路の占用となります。道路を占用する場合には、道路法第32条に基づき道路管理者の許可が必要です。

本来、道路は人や車両が通行するための空間であり、道路の占用は、あくまで道路の本来的機能を阻害しない範囲で認められるものであることから、川西市では「道路空間の占用許可基準を定める要綱」を制定し、路上イベント等の内容が要綱および本ガイドラインに則したものである場合には、弾力的な判断を行うことで、道路管理者として地域の活性化やにぎわいの創出を支援することとしています。

### (2) その他、必要な申請・届出について

**「道路の占用許可＝路上イベント等の許可」ではありません。**

道路の占用許可は、路上イベント等で使用する道路上に設置する占用物件（テント、テーブル、イスなど）に対する許可です。

併せて、道路交通法第77条に基づき警察署の道路使用許可が必要になります。

また、路上イベント等の内容により、食品提供の許可（伊丹健康福祉事務）や露店開設の届出（市南消防署）などが必要になる場合がありますので、時間的な余裕をもって事前に関係機関に相談を行ってください。

#### 【主な申請・届出が必要な関係機関】

イベント内容	申請・届出	関係機関	電話番号
道路上でのイベント	道路使用許可申請	兵庫県 川西警察署	072-755-0110 (代表)
食品を提供するイベント (商業活動とみなされる場合)	営業許可申請	伊丹健康 福祉事務所	072-785-9437 (代表)
食品を提供するイベント (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届		
酒類の販売	期限付酒類小売業 免許届出	西宮税務署	0798-34-3930 (代表)
火気器具等を使用する露 店・屋台などの開設	露店等の開設届出	川西市 南消防署	072-757-1194 (代表)

### (3) 「地域における合意形成」が必要です

公共的な空間である道路で路上イベント等を開催するにあたっては、公共性・公益性に配慮することはもちろんのこと、地域住民や近隣施設管理者等との合意形成がなされていることが前提となります。

騒音やゴミの発生、道路上への占用物件設置による一般交通への影響など周辺にお住まいの方や事業者などの日常生活への配慮が求められます。

路上イベント等を開催するにあたって、地域住民や近隣施設管理者等へ丁寧な企画説明・調整を行い、地域に受け入れられるよう取り組みをお願いします。

### (4) 川西市中心市街地活性化協議会への事前相談

令和元年9月に「道路空間の占用許可基準を定める要綱」を定めて以降、川西市中心市街地活性化協議会と連携・協力し、社会実験として道路空間の多様なあり方について取り組みを進めてきました。

まちのにぎわい創出を目的とした「路上イベント等」を実施する場合は、川西市中心市街地活性化協議会との事前相談をお願いしております。このことにより、のちの申請手続等がスムーズに進むことになります。

#### 川西市中心市街地活性化協議会とは

川西市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、川西市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに、認定基本計画及び民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、川西市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的として設置された協議会。

路上イベント等の弾力的な道路占用許可に関して、連携して取り組んでいます。

川西市中心市街地活性化協議会 事務局

住 所：〒666-0033 川西市栄町 20-1 ベルフローラ・かわにし 1F

川西市まちなか交流拠点マチノマ内

T E L：080-7307-8850（10：00～16：00 毎週水曜日、年末年始休み）



### 3 道路占用許可の要件

路上イベント等を実施するために道路の占用許可を受けるには、具体的には、  
1 占用目的、2 占用主体、3 占用場所、4 占用期間、5 占用物件の構造、  
6 許可条件

の要件を満たす必要があります。(ただし、要件を満たしていても交通状況など道路管理上支障がある場合は許可できない場合があります)。

#### (1) 占用目的

地域の活性化やにぎわいの創出に寄与する道路空間を活用した地域活動の取り組みであること。

歩行者や車両の通行を主目的とした公共的な空間である道路で路上イベント等を開催するにあっては、専ら営利を目的としたもの、地域住民や近隣施設管理者等の理解が得られないものは認められません。地域の活性化やにぎわいの創出により、更なる人の流れを生み出すことを目的とした企画としてください。

また、事故やトラブルの防止に万全を期すこととし、事故やトラブルが発生した場合は、その責任は占用者に帰するものとします。

#### (2) 占用主体

- ① 地方公共団体及び地域住民団体等の参加がある協議会等の団体
- ② 地方公共団体の支援等を受けた団体

②については、道路占用許可申請時に国・地方公共団体が支援していることを確認できる書類(例：後援名義許可書の写し)を添付してください。

#### (3) 占用場所

- ① 対象路線は以下の3箇所限定する。占用できる範囲は別図参照。
  - ・市道 36号(川西能勢口駅北側デッキ)
  - ・市道1474号(川西能勢口駅南側デッキ)
  - ・市道 4号(川西市役所西側ポケットパーク)
- ② 占用物件を設置する際に、十分な歩行空間(交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所であっては2m以上)を確保できる場所であること。  
ただし、交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合はこの限りではない。

- ③ 占有物件を設置する際に、安全灯や視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）等の道路付属物の機能を妨げない場所であること。

ただし、別途の対応措置を施し、道路管理者が通行に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

別途の対応措置とは、例えば、迂回路として仮設の視覚障害者誘導用ブロックを設置することや視覚障害者を介助できる誘導員が設置されていること等の措置を指します。

#### （４）占有期間

- ① 占有期間は、原則１日以内であること。

ただし、交通管理者（警察）、地域住民、近隣施設管理者等の理解が得られるものについては、数日間の継続的なものや毎週日曜日といった反復的なものについても実施可能とする。

- ② 路上イベント等の開催時間は、原則９時から２０時までとする。

音響機器を使用した音楽演奏・演説等は、原則１０時から１７時までとする。

ただし、上記時間以外の路上イベント等の実施や音響機器の利用については、地域住民や近隣施設管理者等の同意を得て、かつ道路管理者が支障がないと認めた場合はこの限りではない。

※ 周辺には住宅、事業所や飲食店等があり、発生する音が大きな影響を与える可能性があります。十分に配慮した対策を施し、地域の理解を得ることが重要です。地域住民や近隣施設管理者等に事前に丁寧な説明を行うとともに、苦情があった場合は占有者が責任を持って対応してください。

※ ステージを設置する場合は、位置や向きについて配慮をお願いします。

#### （５）占有物件の構造

- ① 道路の構造及び交通に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観・美観などに配慮するものであること。

- ② 風雨などで倒壊・飛散しないように安全性を確保できるものであること。

○ 道路の構造に支障を及ぼすとは、例えば、路面に杭を打って占有物件を固定することや安全灯などの道路構造物を削孔して占有物件を設置することを指します。また、交通に支障を及ぼすとは、例えば、信号機や道路標識と類似した占有物件を設置することで効用を妨げたり、視認性を害することを指します。

○ テント、のぼり旗、横断幕、看板などは、風雨等で倒壊・飛散しないよう、支柱に重りをつけるなどの安全対策を講じる必要があります。

## (6) 許可条件

- ① 路上イベント等の内容によって必要な法的手続きを関係機関へ行うこと。

### 【手続きが必ず必要】

道路交通法第77条に基づき道路使用許可が必要になりますので、手続き等不明な場合は、川西警察署にご確認ください。

### 【路上イベント等の内容によっては手続きが必要】

- ◆営業許可を保有しないものが調理を行う場合
  - 伊丹健康福祉事務所へ「臨時出店届」を提出
- ◆火器を使用する場合
  - 川西市南消防署へ「露店等開設届」を提出

- ② 近隣施設管理者等へ説明及び苦情対応を行うこと。

- ◆川西能勢口駅北デッキで路上イベント等実施の場合
  - 川西能勢口駅、ラソラ川西、パルティK2、ベルフローラ川西に対してイベント実施1週間前までに告知してください。
- ◆川西能勢口駅南デッキで路上イベント等実施の場合
  - 川西能勢口駅、アステ川西および川西阪急、ベルフローラ川西に対してイベント実施1週間前までに告知してください。

- ③ 地域住民や地域の自治会、商店会、他の道路利用者の理解を得られるよう、路上イベント等の内容などを事前に周知すること。

- ④ 路上イベント等の期間中は占用物件を毎日撤去すること。ただし、道路管理者との協議により安全確保のための対策が講じられる場合はその限りではない。

夜間に占用物件を道路上に設置したままにする際における「安全確保のための対策が講じられる場合」とは、警備員を配置する、三角コーンやバリカー等で周囲を区切るなど安全確保のための対策を講じることをいいます。

また、風雨等で倒壊・飛散しないよう対策を講じる必要もあります。

なお、その他の条件を含め、道路占用許可申請時に対策図を添付の上、道路管理者の許可を受ける必要があります。

- ⑤ 路上イベント等の期間中は、発生したゴミを捨てるためのごみ箱を設置し、申請者の責任で処分すること。

道路上に備え付けのごみ箱はありません。占有者がゴミ箱を用意し、周辺道路や近隣施設等が設置しているゴミ箱に投棄されないよう配慮してください。

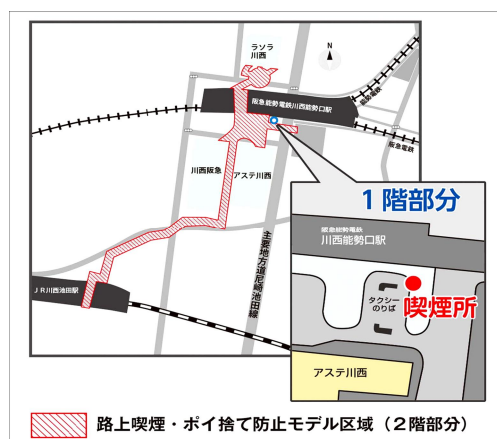
- ⑥ 路上イベント等の関係者や来場者が、路上喫煙・ゴミのポイ捨てをしないよう努めること。

川西市では「路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱」で市、市民等および事業者が協働して公共の場所での喫煙に関する被害の防止及び環境の美化の推進を図ることを定めており、特にまちの環境の悪化を防止する区域を「路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域」として指定しています。

路上イベント等の会場周辺では、路上喫煙の防止やゴミの持ち帰りを促すなど、マナー啓発の取り組みをお願いします。

#### 喫煙する人はマナーを守りましょう。

喫煙者のマナー向上により受動喫煙防止を推進します。たばこを吸う人と吸わない人の双方が過ごしやすい環境を整えるため、令和5年11月、路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域に近接する川西能勢口駅南側1階に喫煙所の供用を開始しました。喫煙する人はマナーを守り喫煙所を利用してください。



- ⑦ 火器については、ガスボンベ、ガソリン（ガソリンを充填した発電機を含む）、炭火コンロなどの持ち込みは認めない。

近隣の飲食店への配慮や多数の人が通行する道路であることから、大規模な火災や事故につながる恐れのあるガスボンベ、ガソリン（ガソリンを充填した発電機を含む）、炭火コンロなどの持ち込みは不可としています。

ただし、カセットコンロは使用可としています。火器を使用する場合は直火は禁止とし、消火器を準備したうえで路面を汚さないよう使用してください。

- ⑧ 路上駐車をしないよう路上イベント等の関係者および来場者に周知すること。

専用の駐車場はありません。関係者は路上に駐停車せず、近隣の駐車場を利用してください。資材搬入・搬出に係る駐停車は、交通に支障が生じないように必要最小限で実施するようにしてください。

なお、資材搬入・搬出時にあつては、歩行者の安全に留意してください。また、来場者には公共交通機関の利用を周知してください。

- ⑨ 路上イベント等の終了後は、道路清掃活動を行い、原状回復を行うこと。

占用物件の安全対策のために使用した資材など、道路上に残置物がないようにしてください。また、道路構造物を破損させた場合は、道路管理者に報告の上、原形復旧（費用負担含む）してください。

- ⑩ 路上イベント等の終了後、直ちに完了届を提出すること。

- ⑪ その他、路上イベント等に関する一切の責任を負うこと。

○ 路上イベント等の実施、占用物件の設置及び管理に関する苦情については、占有者が責任をもって対応してください。

○ 路上イベント等の実施、占用物件の設置及び管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決しなければなりません。

よって、占用物件の管理には十分留意いただくとともに、イベント保険に加入するなど対策を検討してください。

※ その他、路上イベント等の実施内容や社会情勢等により、上記以外にも許可条件が付される場合があります。

道路占用許可書を交付された際は、許可条件を十分確認してください。



### 熱中症警戒アラート発表時等の対応について

近年、気候変動などの影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移していることから、環境省と気象庁が共同して「熱中症特別警戒アラート」、「熱中症警戒アラート」を運用し、熱中症への警戒を呼びかけています。

当該情報が発表された場合、以下に掲げる対応をとっていただきます。  
子どもや高齢者などの熱中症弱者の命を守る観点から、ご理解いただきますようお願いいたします。



2次元コード（市 HP）

#### 【主な追加条件（対応いただく内容）】

- ・ 熱中症警戒アラートが発表された場合、路上イベント参加者・来場者に対し、こまめな休憩や水分・塩分補給を注意喚起すること。
- ・ 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、当該許可を取り消すこととする。また、占有者が関係者に路上イベントの中止を連絡すること。なお、路上イベント参加者・来場者には、事前にチラシ等で路上イベント中止の可能性について周知を行うこと。
- ・ 路上イベント中止による損害は、市は補填しない。
- ・ 占有者は自己の責任で「熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート」情報を収集し、上記の措置を講じること。

#### ◆◆注意事項◆◆

電気・水道は設置されていないため、必要な場合は各自で用意してください。

#### ◆◆禁止事項◆◆

- ① 公序良俗に反すること。
- ② ギャンブル（公営の競輪、競馬を除く）に関すること。
- ③ 政治活動に関すること（公職選挙法によって許可されているものは除く）。
- ④ 個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- ⑤ 宗教に関する集会等を実施すること。
- ⑥ 許可を得ていない占有物件を設置すること。
- ⑦ その他、道路管理者が不相当と認めること。

※ 許可条件に反したり、禁止事項を行った場合は、道路法71条により許可を取り消す場合があります。そのような場合、次回以降についても占有許可をすることが難しくなりますのでご注意ください。

## 4 道路占用許可申請の流れ

道路空間を活用した路上イベント等の手続きの流れについては次のとおりです。

### (1) 予約 【道路管理課（占用担当）：072-740-1181】

- ① 事前に空き状況を確認の上、利用場所・利用希望日・路上イベント等の内容・代表者名・連絡先を伝え、予約をしてください。予約は電話などで可能です。
- ② 予約は、道路空間利用日の6ヶ月前から受け付けることができます。  
6ヶ月前が土・日曜日・祝日の場合は、翌開庁日からになります

### (2) 事前相談

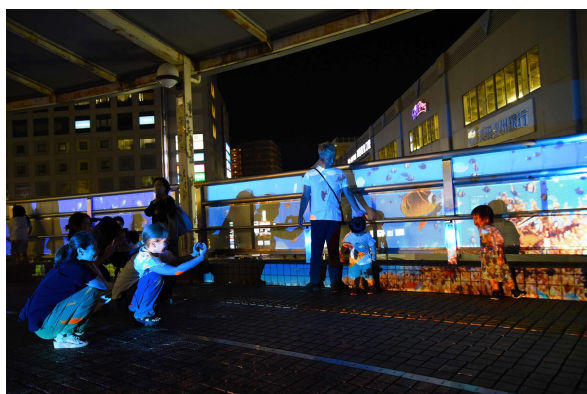
「路上イベント等の実施方法」や「地域における合意形成」などについて、事前に川西市中心市街地活性化協議会に相談をしていただいた上で、市と協議をしていただく場合があります。

- ① 新規で路上イベント等を実施する場合や、占用物件の配置方法がよくわからない場合は、事前に道路管理課に相談してください。相談の際は、イベントの概要、スケジュール、占用物件の配置予定図・構造図などを持参してください。
- ② 道路占用の許可を受けるには、国・地方公共団体で後援名義使用の許可を受ける必要があります。

※ 事前相談がない場合、審査に時間を要し利用日までに許可を行えない可能性があります。

※ 本申請までに警察署などの関係機関と事前相談・協議等を行ってください。

※ 本申請までに地域住民や近隣施設管理者等に企画説明・調整を行い、「地域における合意形成」を図ってください。



### (3) 後援名義申請の提出

市では、実施する事業の趣旨・内容により、後援名義の使用許可を判断します。

申請に必要な書類を用意の上、申請書類一式を、Eメールまたは持参・郵送で事業担当課に送付してください。

	必要書類	部数	備考
①	川西市後援名義使用許可申請書	1部	押印は不要
②	事業を実施する者の存在を明らかにする書類	1部	規約、役員名簿等
③	事業の目的、内容及び計画を明らかにする書類	1部	事業概要書、事業実施要項等
④	収支予算書	1部	事業において参加費用等の徴収を伴う場合

様式は、下記の川西市ホームページからダウンロードしてください。

●市ホームページ 川西市後援名義

URL : <https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/1000106/1005998/1005999.html>

※ 事業の完了報告

事業の完了後、事業の収支が明らかになる書類を添付し、川西市後援名義使用事業完了報告書を提出してください。



**(4) 道路占用許可申請書の提出【道路管理課：072-740-1181】**

- ① 道路占用許可申請書に必要事項を記入、添付書類を2部準備のうえ、利用日の3週間前までに道路管理課に持参または郵送で提出してください。  
※ 審査から許可書の交付まで2週間ほど時間を要します。
- ② 利用日の3週間前までに提出がない場合は、予約を取り消す場合があります
- ③ 許可書ができあがりましたら連絡しますので、窓口にてお受け取りください。  
許可書に記載の許可条件を、よく確認し遵守するようお願いいたします。

	必要書類	部数	備考
①	道路占用許可申請書 (申請書・警察協議書・許可書・許可条件)	1部	押印は不要 申請担当者および路上イベント等の当日の担当者氏名・連絡先を記入
②	道路占用料減免申請書	1部	押印は不要
③	平面図	2部	占用物件の配置、十分な歩行空間が確保できているかわかるもの
④	構造図	2部	占用物件の規格・安全対策等がわかるもの
⑤	路上イベント等の実施要領又は事業計画書	2部	
⑥	申請者の組織構成の分かる書類	2部	
⑦	後援名義許可書又は同団体が支援していることが明確になる書類。	2部	占用主体が地方公共団体の支援等を受けた団体の場合
⑧	その他、道路管理者が指示する書類	2部	道路管理者から申請時に添付するよう指示された場合

様式①②は、下記の川西市ホームページからダウンロードしてください。

●市ホームページ

URL : <https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kurashi/road/1009642.html>

●書類提出先 666-8501 川西市中央町12-1

川西市役所 道路管理課 (占用担当)

## (5) 道路使用許可申請書の提出

許可書と併せて交付する警察協議書を付して、兵庫県川西警察署に道路使用許可申請書を提出し、許可を受けてください。

詳細は、川西警察署に直接お問い合わせください。

なお、申請手数料 2,000 円が必要（申請当日に収入印紙を購入）

## (6) 路上イベント等の実施

実施期間中は、必ず道路占用許可書を携帯してください。

また、警察及び道路管理者の要求があった際には提示しなければなりません。

## (7) 路上イベント等の終了後

① 終了後、「完了届」を道路管理課窓口へ提出してください。

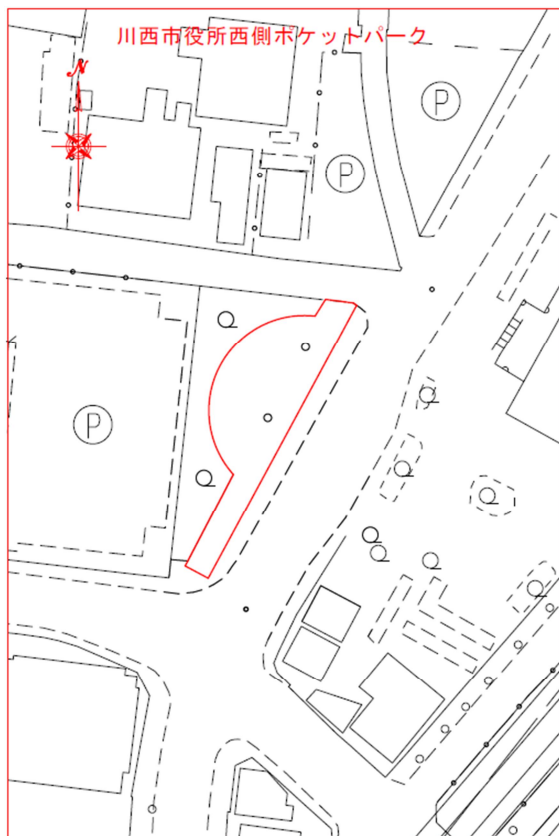
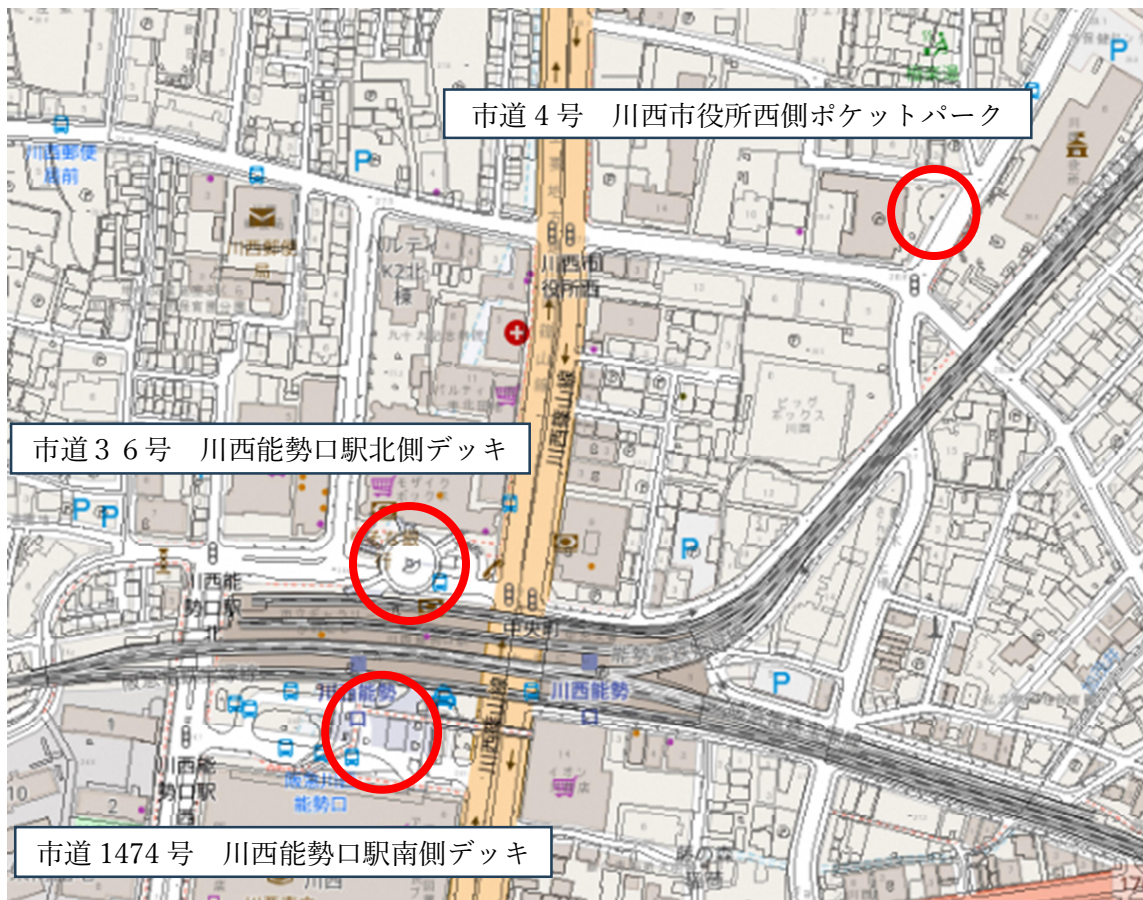
添付資料として、許可書（写し）、許可条件（写し）、実施前・実施中・実施後の道路状況の写真を各 1 部ご用意ください。

② 完了届の提出がない場合や申請書の記載内容と実施内容が異なる場合は、次回の利用ができなくなる場合があります。

	必要書類	部数	備考
①	完了届	1 部	押印は不要
②	許可書・許可条件の写し	1 部	
③	写真	1 部	路上イベント等の実施前・実施中・実施後の現地写真



## 5 別図：対象路線



©川西市 2008

